

論点①

チーム医療推進のための看護業務検討WGで、医行為分類とカリキュラムの具体的内容についての検討が進んでいるが、これらをどのような形で位置付けるのか。

- ①-A案 法令上、特定の医行為及びカリキュラムを位置付ける
- ①-B案 分類に従い、特定の医行為が「診療の補助」に含まれることを明確化し、併せて、それぞれの行為を実施する際に教育・研修の付加や、一定の安全管理体制を整える必要があることをガイドライン等で示す

論点②

看護師の能力認証を行う場合、国がどこまで関与すべきか。

②-A案 国が能力認証を行う
(国の指定する機関が試験等を行う)

②-B案 関係団体、関係学会等が独自に能力認証を行う(国は関与しない)

